

- 賃金計算について
- 実習生とのコミュニケーション
- 養成講習の受講
- 実習生のみなさんへ



## 賃金計算について

10月より最低賃金が改定され、多くの実習生も賃金改定の対象となっています。基本給はもちろん、割増賃金の計算単価も改定が必要となります。基本支給額及び割増賃金の計算方法を今一度ご確認ください。知らないうちに「賃金未払い」とならないよう、労働基準監督署や税理士等へご相談、ご確認ください。

### ●割増賃金の計算

種類	割増率
時間外	25%以上
深夜	25%以上
時間外かつ深夜	50%以上
法定休日	35%以上
休日かつ深夜	60%以上

### ●割増賃金の基礎となる賃金

割増賃金の基礎は、基本給以外の諸手当も対象となります。

《割増の基礎から除外できるもの》

- ①家族手当 ②通勤手当 ③別居手当 ④子女教育手当  
⑤臨時に支払われた賃金 ⑥1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(注:名称ではなく、実質的に判断すること)

### ●割増賃金の端数処理

割増賃金の端数は、原則、50銭未満を切り捨て、50銭以上は切り上げです。端数処理の間違いで1円不足した場合でも「賃金の未払い」となってしまいます。

### ●営業日カレンダーの変更

月給制の場合は営業日カレンダー(年間労働日数)の変更は賃金単価に影響を及ぼします。知らずに未払いになってしまうことでもありますので、指定有給日など、カレンダーが変更になる際は、組合にご相談いただき、確実なお手続きをお願いいたします。



## 実習生とのコミュニケーションを大切にしましょう

日本語が上手く話せない実習生が多く会話をするのは大変だと思えますが、ゆっくりと簡単な言葉で話を続けることで日本語を覚え理解できるようになっていきます。そうなる事で、仕事面でもミスや事故の発生リスクを下げることができるようになります。

また、実習生の少しの変化にも気づくことができ、悩みの相談にも乗ることができると思います。少しでも充実した実習生活をおくって貰えるよう普段からのコミュニケーションを大切にしていだければと思います。

## 技能実習責任者の養成講習の受講に係る取扱い

令和2年3月4日から新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により技能実習責任者の養成講習の受講が困難になった場合、受講予定と今後の受講見込みを記載した資料を添付の上で認定申請を行い、講習を受講した後、養成講習を修了したことを証明する書類を速やかに提出する取扱いとしていましたが、

令和4年11月1日以降はこれを廃止し、同日以降の技能実習計画の認定申請については、技能実習責任者に対する養成講習を修了したことを証明する書類の提出を求めるようになりました。

## 実習生のみなさんへ

秋から冬にかけての季節の変わり目は、朝晩の気温の変化などから体調を崩し風邪をひきやすくなります。早めの風邪対策で冬を元気に過ごしましょう。

- \*インフルエンザ予防接種
- \*うがい \*マスク
- \*水分補給 \*歯磨き

Khi thời tiết chuyển mùa. Kéo dài từ thu sang đông rất dễ bị ốm và cảm lạnh do nhiệt độ thay đổi vào buổi sáng và chiều tối.

Hãy thực hiện những biện pháp chống cảm cúm để trải qua mùa đông khỏe mạnh.

- \*Tiêm ngừa cúm
- \*Súc miệng
- \*Rửa tay
- \*Đeo khẩu trang
- \*Bổ sung nước

